

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

## 大分厚生年金 事案 402

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年5月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38年6月から同年9月までは1万円、同年10月から41年4月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から41年5月26日まで

私は昭和34年6月からA社に勤務していた。38年6月ごろ元事業主が会社を辞めたため、元事業主の義弟が事業を引き継いだ。工場が移転しただけで勤務内容や給与額に変化はなく、継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の供述及び複数の元同僚の証言並びに雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「昭和38年6月ごろに元事業主が会社を辞め、元事業主の義弟が事業主となり事業を引き継いだものの、勤務内容や給与の手取額に変化はなかった。また、その時の従業員は私以外に3人いた。」と供述しているところ、元事業主の妻及び元事業主の義弟は、「申立人は確かに勤務しており、申立人から社会保険料を控除しないでほしい旨の話を聞いたことはない。」とそれぞれ証言している上、元事業主の妻は、「当時は基本的に正社員しかいなかったと思うので、事業主以外は厚生年金保険に加入させていたと思う。」と証言している。

さらに、社会保険事務所の記録から、元事業主の義弟が事業を継承したも

のと思われる昭和 39 年 3 月以降において、申立人には厚生年金保険の加入記録は確認できないものの、申立人が記憶する元従業員 3 人は、いずれも厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認でき、「事業主が変わった後も、申立人は継続して勤務していた。」とそれぞれ証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 37 年 10 月の記録及び申立人と同年代、同職種の元同僚の標準報酬月額の推移から判断すると、38 年 6 月から同年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から 41 年 4 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているものの、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は昭和 38 年 6 月 1 日を申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月から 41 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大分厚生年金 事案 403

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年10月5日に、資格喪失日に係る記録を40年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月ごろから40年4月ごろまで  
私は、昭和39年10月にA社B工場に入社し、翌年4月ごろまで勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間当時、A社B工場に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「会社の寮に入居していた。」と述べているところ、申立期間当時、A社B工場に勤務していた複数の元同僚に照会した結果、申立人が会社の寮に入居していたことを記憶している元同僚がいる上、「寮に入居していたのは正社員である。」と述べている同僚もいる。なお、これらの元同僚はすべて同社同工場における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、申立期間当時の社会保険事務担当者に照会した結果、当該担当者は、「会社に入社した者はすべて厚生年金保険に加入させており、入社日を被保険者資格取得日としていた。」と証言していることから、当時、事業主はすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、申立人は、前職を退職後すぐに当該事業所に入社したと証言しており、申立人の弟は、「兄が会社を退職して郷里に帰ってきたのは、自分が高校2年生の春休みごろだった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和39年10月5日から40年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年10月から40年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和40年3月1日から4月ごろまでの期間についても、申立人は、A社B工場に勤務していたと述べているものの、元同僚に照会しても、申立人が当該期間において勤務していたことをうかがわせる証言を得ることができない上、申立人の弟の証言からも申立人の当該期間に係る勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 404

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成元年5月31日までA社に勤務したはずである。資格喪失日を同年6月1日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された資料及び事業所への照会結果から判断すると、申立人は、同社に平成元年5月31日まで勤務していたことが認められる。

また、申立人に係る厚生年金基金及び健康保険の資格喪失日が平成元年6月1日になっていることについて、A社に照会したところ、当初、社会保険事務所及び厚生年金基金並びに健康保険組合に、資格喪失日を平成元年5月31日とする届出を行ったが、その後、厚生年金基金及び健康保険組合に対してのみ資格喪失日を同年6月1日に訂正する届出を行った旨の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年4月の社会保険庁のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を平成元年6月1日と

すべきところを同年5月31日と誤って処理したことを認めていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から20年9月1日まで

私は、昭和19年4月からA社に勤務した。一緒に勤務した元同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに私には記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが推認される。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、名前が「B」（なお戸籍上の名は「C」）と記載されているものの、申立人と姓及び生年月日が一致する厚生年金保険手帳記号番号が、申立人と同時入社し、一緒に勤務したとする元同僚と氏名及び生年月日が一致する者と近接して昭和19年6月1日付けで払い出されていることが確認できることから、当該厚生年金保険手帳記号番号は、申立人が当該事業所に勤務した当時に新規に払い出された手帳記号番号であると推認される。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿（昭和26年更新）においては、申立人の氏名を確認することができないが、同名簿には、昭和21年当時在職していた者しか記載されておらず、健康保険整理番号に多数の欠番があることが確認できる。当該名簿は昭和26年に書換



えされたものと推認できるところ、書換え前の名簿は、社会保険事務所に保管されておらず、記載内容を確認することができない。

なお、社会保険業務センターに照会したところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳は確認できないとしている。

加えて、申立人と同じ学校を卒業後、同時に入社し、一緒に勤務したとする元同僚には、A社における厚生年金保険の加入記録（昭和 19 年 10 月 1 日資格取得、20 年 9 月 1 日資格喪失）が確認できるところ、当該元同僚は、「申立人を含め複数の元同僚とは一緒に会社に入社し、業務は別であったが、終戦になりみな一緒に辞めたと思う。申立人も一緒に辞めたと思う。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切ではなかったと認められるところ、事業主は、申立人の主張及び元同僚の記録から判断すると、昭和 19 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険の資格喪失日は元同僚の証言等から昭和 20 年 9 月 1 日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

## 大分厚生年金 事案 401

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から36年8月1日まで

私は、申立期間において、A社に勤務した。最初は同社で2、3か月原価計算をし、その後、同社のBセンターで営業と輸送の業務に従事した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細かつ具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、当時の事業所関係者に照会した結果、当該関係者は、「厚生年金保険被保険者証を提出しない一部の従業員については、厚生年金保険の加入手続きが遅れることがあった。」と証言している。

また、申立人が記憶する複数の元同僚については申立期間当時の厚生年金保険の加入記録が確認できない上、当該同僚のうち、一人は、「会社は、私を厚生年金保険に加入させず、保険料も給与から控除していなかったと思う。」と証言しており、当時の詳細は不明であるものの、当該事業所は一部の従業員を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票には、申立期間当時、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人について、申立期間においてA社の給与から厚生年金保険料の控除がなされていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。